



佐賀県公報

平成18年
6月23日
(金曜日)
第 12770号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

○青少年に有害な図書等の指定	(四二四・子ども課)	一
○保安林予定森林	(四二五・森林整備課)	二
○	(四二六・)	二
○	(四二七・)	三
○	(四二八・)	三
◎佐賀県林道事業等補助金交付要綱の一部改正	(四二九・)	四
公 告		
○基本測量の実施	(土地対策課)	四
○基本測量の終了	" "	四
○	" "	四
○都市計画の変更に伴う関係図書の写しの縦覧	(まちづくり推進課)	五
○開発工事に関する工事の完了	" "	五
○	" "	五
○	" "	五
○	" "	五
○公印の登録抹消	(総務法制課)	六
○公印の登録	" "	七

○ 告 示

◎佐賀県告示第四百二十四号

佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）第十三条
第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十八年六月二十三日

佐賀県知事

古川

康

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	18-67	Taboo レディースコミック・タブー 7月号	三和出版(株)	19673-07	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	18-68	BI-WEEKLY 漫画アクション ピザッツ 6/7号	(株)双葉社	21351-6/7	
"	18-69	恋愛Kiss ラブキス 7月号	(株)笠倉出版社	19147-7	
"	18-70	COMIC ゲッチュ 7月号	若生出版(株)	13479-07	
"	18-71	本当にあった人妻の浮気話 7月号	ミリオン出版(株)	18123-7	
"	18-72	ウォーA組 7月号	(株)マガジン・マガジン	11953-07	
"	18-73	Kissui きっすい VOL.32 7月号	英知出版(株)	02801-7	
"	18-74	別冊ドント 7月号	(株)マガジン・マガジン	17907-07	
"	18-75	DOPE〔ドープ〕 JUL.1 THE AMAZING MAGAZINE FOR MEN	KKベストセラーズ	16639-7	
"	18-76	Dr.ピカソ DX No.136 7月号	(株)バウハウス	06635-07	
"	18-77	増刊 特冊新鮮組 7/1号	(株)竹書房	06682-7/1 ①-7/25	
"	18-78	三十路 熟の素 7月号	マイウェイ出版(株)	18403-7	

●佐賀県告示第四百二十五号

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。
平成十八年六月二十三日

佐賀県知事 古川 康

一 保安林予定森林の所在場所

唐津市厳木町浪瀬字堂地一〇五、一〇六、一〇八の二から一〇八の四まで、一三七、一四二の二、字トヤ一三〇六の一、一三〇七の二、一三五六の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

●佐賀県告示第四百二十六号

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。
平成十八年六月二十三日

佐賀県知事 古川 康

一 保安林予定森林の所在場所

鳥栖市河内町字鶴一九八二から一九八四まで、一九八九、一九九〇、一九

九二、字桜谷二〇一六の一、二〇一六の二、二〇一八の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字鶴一九八九・字桜谷二〇一八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び鳥栖市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎佐賀県告示第四百二十七号

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十八年六月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

一 保安林予定森林の所在場所

鳥栖市河内町字越道二七八一、字城浦二七八五

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び鳥栖市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎佐賀県告示第四百二十八号

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十八年六月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

一 保安林予定森林の所在場所

西松浦郡有田町字山谷牧甲七の一、甲七の八、甲七の一七から甲七の一九まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び有田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎佐賀県告示第四百二十九号

佐賀県林道事業等補助金交付要綱(昭和五十三年佐賀県告示第六百三十一号)の一部を次のように改正する。

平成十八年六月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

第一条中「市町村」を「市町」に改める。

第四条第三項中「二部」を「一部」に改め、同条に次の一項を加える。

5 規則第四条第三項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、三十日とする。ただし、国庫補助金の交付を申請した日から交付の決定の通知を受けた日までの期間については、これを含まないものとする。

第六条第二項及び第七条第三項中「二部」を「一部」に改める。

別表第二の原単林道事業の項中「20%」を「30%」に改める。

様式第一号中「事業の目的」を「事業の目的
事業の効果」に改める。

様式第二号中「村」を削る。

様式第四号中「関係書類を添えて」を削る。
「施行場所 (郡市町 村大字字)」を「施行箇所 (市郡町 大字)」に改める。

様式第五号中「事業の効果」を「事業の目的
事業の効果」に改める。

様式第六号中「村」を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の佐賀県林道事業等補助金交付要綱の規定は、平成十八年度分の補助金から適用する。

○ 公 告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の実施について次のとおり通知があった。

平成18年6月23日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 作業種類 基本測量(基準点測量)
- 2 作業期間 平成18年5月10日から平成19年2月28日まで
- 3 作業地域 三養基郡基山町

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の終了について次のとおり通知があった。

平成18年6月23日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 作業種類 基本測量(1:25,000地形図修正測量)
- 2 作業機関 平成17年4月5日から平成18年3月24日まで
- 3 作業地域 佐賀県全域

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の終了について次のとおり通知があった。

平成18年6月23日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 作業種類 基本測量(水準未改測路線における水準点成果算出手法調査作業(水準測量))
- 2 作業機関 平成18年2月20日から平成18年3月31日まで
- 3 作業地域 佐賀市

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成18年6月23日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 都市計画事業の種類及び名称
佐賀都市計画地区計画

- 2 縦覧場所
佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成18年6月23日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
鳥栖市本鳥栖町字折口435番3、435番4、436番1、436番2、436番6、437番4及び441番2

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥栖市本町二丁目81
栄光不動産 代表者 樋口武人

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成18年6月23日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
鹿島市大字高津原字三本松3180番1、3182番9、3183番2、3187番1、

3189番1、3191番1、3191番4、3191番5、3193番1、3193番4、3195番1、3195番4、3197番1、3199番1、3201番1、3203番1、3204番1及び3206番1並びに3180番1及び3201番1地先の里道

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡県小都市小郡1543番地3
有限会社タイラ観光

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成18年6月23日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
鹿島市大字納富分字天神3197番1(2工区)
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
佐賀市鍋島町大字八戸1394番地1
株式会社ミサワホーム佐賀

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成18年6月23日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小城市小城町畑田字散二本六割2900番3から2900番14まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小城市牛津町柿樋瀬1100番地1
小城市

次の公印は、平成18年3月31日限りでその登録を抹消しました。
平成18年6月23日

佐賀県知事 古川 康



佐賀県職員研修所長印



佐賀県職員研修所出納員印



佐賀県佐賀中部保健所
出納員印



佐賀県鳥栖保健所
出納員印



佐賀県唐津保健所
出納員印



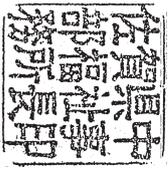
佐賀県伊万里保健所
出納員印



佐賀県杵藤保健所
出納員印



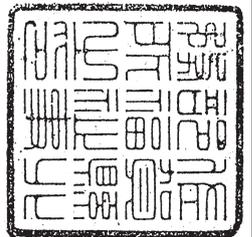
佐賀県中部福祉
事務所印



佐賀県中部福祉
事務所長印



佐賀県中部福祉
事務所出納員印



佐賀県北部福祉
事務所印



佐賀県北部福祉
事務所長印



佐賀県北部福祉
事務所出納員印



佐賀県西部福祉
事務所印



佐賀県西部福祉
事務所長印



佐賀県西部福祉
事務所出納員印



佐賀県佐賀労政事務所印



佐賀県佐賀労政事務所長印



佐賀県唐津労政事務所印



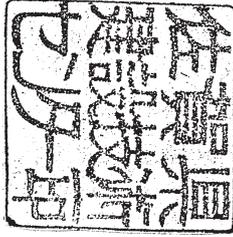
佐賀県唐津労政事務所長印



佐賀県武雄労政事務所印



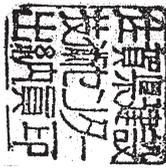
佐賀県武雄労政事務所印



佐賀県建設技術センター印



佐賀県建設技術センター印

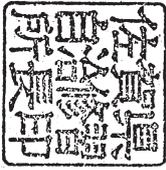


佐賀県建設技術センター出納員印

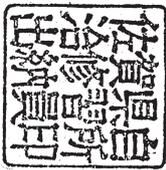
次の公印は、平成18年4月1日をもって登録しました。

平成18年6月23日

佐賀県知事 古川 康



佐賀県自治修習所長印



佐賀県自治修習所出納員印



佐賀県佐賀中部保健福祉事務所印



佐賀県佐賀中部保健福祉事務所印



佐賀県佐賀中部保健福祉事務所出納員印



佐賀県佐賀中部保健福祉事務所(佐賀中部保健福祉事務所)



佐賀県鳥栖保健福祉事務所印



佐賀県鳥栖保健福祉事務所印



佐賀県鳥栖保健福祉事務所出納員印



佐賀県鳥栖保健福祉事務所(鳥栖保健福祉事務所)

佐賀県鳥栖保健福祉事務所

佐賀県鳥栖保健福祉事務所



佐賀県唐津保健福祉事務所印



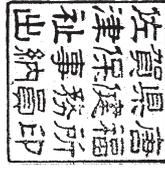
佐賀県唐津保健福祉事務所長印



佐賀県杵藤保健福祉事務所印



佐賀県杵藤保健福祉事務所長印



佐賀県唐津保健福祉事務所出納員印



一般専用公印
(唐津保健福祉事務所)



佐賀県杵藤保健福祉事務所出納員印



一般専用公印
(杵藤保健福祉事務所)



佐賀県伊万里保健福祉事務所印



佐賀県伊万里保健福祉事務所長印



佐賀県伊万里保健福祉事務所出納員印



一般専用公印
(伊万里保健福祉事務所)

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年六月二十三日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 榑古川総合印刷